

# 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 10 日 (金) 第3287号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (3 件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 肥料の登録事項の変更 (食の安全推進課取扱い) 5
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5

### 公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (3 件) (県立病院課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (5 件) (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 8
- (県立大島病院取扱い) 11
- (県立始良病院取扱い) 14
- (県立薩南病院取扱い) 16
- (県立北薩病院取扱い) 19

### 内水面漁場管理委員会公表

- 第 5 種共同漁業権に基づく平成29年の増殖目標数量等の公表 (内水面漁場管理委員会取扱い) 21

## 告 示

### 鹿児島県告示第137号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成29年 2 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8635	平成29年 1 月 31 日	映 画	エロ風俗やらせて むさぼる女たち	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を
8636			究極尻美人 抜かないで	新日本映像		
8637			さまようアゲハ 蜜壺トロトロ	オービー映画		
8638			連続暴漢	新東宝映画		
8639			令嬢たちの狂乱 ダブル縄祭り	新日本映像		

8640		淫欲開花 魅惑のラブハウス	オーピー映画	阻害するお それがある。
8641		母と娘 よがり比べ	新東宝映画	
8642		喪服姉妹 タップリ濡らして	新東宝映画	
8643		純情濡らし 愛情暮らし	オーピー映画	

## 鹿児島県告示第138号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成29年2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25195	平成29年 1月31日	雑 誌	実話大報 2月号 15191-02	ジーオーテ イー	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25196			無敵恋愛エスガール 2月号 08577-2	ぶんか社		
25197			Young Love Comic aya 2月号 18815-02	宙出版		
25198			Daria 2月号 05839-02	フロンティ アワークス		
25199			BOY'Sピアス 3月号 18161-03	サン・メデ ィアレップ		
25200			月刊劇漫スペシャル 3月号 13545-3	竹書房		
25201			COMIC 快樂天 2月号 13877-2	ワニマガジ ン社		

## 鹿児島県告示第139号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西之表市西之表字天水53番30
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西之表市西之表字西松ノ隅7837番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第141号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
霧島市霧島川北字下脇168番，字鳥越497番1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第142号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区麹町四丁目6番地8	徳田 虎雄	平成29年 2月1日	特定福祉 用具販売

**鹿児島県告示第143号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアセンターか りまた	大島郡喜界町小 野津963番地	合同会社希望	大島郡喜界町小 野津963番地	平野 幸子	平成29年 2月28日	居宅介護 支援

#### 鹿児島県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日 町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区 麹町四丁目6番 地8	徳田 虎雄	平成29年 2月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

#### 鹿児島県告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
大浦薬局	南さつま市大浦町7482番地	平成29年 2月1日	精神通院医療
けいこ薬局	南九州市川辺町永田1207番地 1	平成29年 2月1日	精神通院医療
国分 くすのき薬局	霧島市国分福島1-5-17	平成29年 2月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
鶴丸調剤薬局紫原店 鹿児島市紫原4-13-19	名称	有限会社鶴丸調剤薬局	鶴丸調剤薬局紫原店	精神通院医療
鶴丸調剤薬局南林寺店 鹿児島市南林寺町1-12	名称	有限会社鶴丸調剤薬局南林寺支店	鶴丸調剤薬局南林寺店	精神通院医療
鶴丸調剤薬局南鹿児島店 鹿児島市小松原二丁目36番	名称	有限会社鶴丸調剤薬局南鹿	鶴丸調剤薬局南鹿児島店	精神通院医療

5号

児島店

## 鹿児島県告示第147号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第4項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更の内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
鹿児島県肥第1140号	炭酸カルシウム肥料	さんごのちから	有限会社徳之島コーラル	大島郡天城町松原1898番地	肥料の名称	炭酸カルシウム肥料	さんごのちから	平成29年1月26日

## 鹿児島県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第二阿権地区の換地計画に係る換地処分を、平成29年1月10日に行った。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年2月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2月10日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	504号	鹿屋市輝北町上百引字上立元3929番2地先から同市輝北町市成字フチケヲ3457番4地先まで	前	10.0～75.0	3,857.5
			前	14.5～140.0	2,360.0
			後	14.5～140.0	2,360.0

## 公 告

## 競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年 2月10日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

## 1 調達をする物品等の種類

県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることが

ある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

#### (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

#### (3) 申請書類の受付期間

平成29年2月10日から同年3月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

#### (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

#### (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

### 5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

#### 競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

#### 1 調達をする物品等の種類

県立大島病院で使用する電気

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

#### (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

#### (3) 申請書類の受付期間

平成29年2月10日から同年3月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

#### (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

#### (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

### 5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

#### 競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

#### 1 調達をする物品等の種類

県立薩南病院で使用する電気

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

#### (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

#### (3) 申請書類の受付期間

平成29年2月10日から同年3月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

#### (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

#### (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

### 5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年2月10日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入をする物品等の名称

県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気

#### (2) 購入をする物品等の数量

- 年間予想使用電力量 2,848,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間  
平成29年2月10日から同年3月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (2) 入札書の提出場所  
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
平成29年3月23日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成29年3月24日午前10時  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂（2階）
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (2) 契約保証金  
免除する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013  
電話番号 0994-42-5101  
ファックス番号 0994-44-3944

## 13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、平成29年4月1日に確定する。

## 14 SUMMARY

## (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kanoya Medical Center Citizens' Health Plaza

## (2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2017 through 31 March 2018

## (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

## (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 23 March 2017

## (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Division

Kanoya Medical Center Citizens' Health Plaza

1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan

TEL 0994-42-5101

FAX 0994-44-3944

.....

## 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成29年2月10日

県立大島病院長 眞田純一

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入をする物品等の名称

県立大島病院で使用する電気

## (2) 購入をする物品等の数量

年間予想使用電力量 5,290,000キロワットアワー

## (3) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

## (4) 需要場所

入札説明書による。

## (5) 供給期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
  - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
- 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
平成29年2月10日から同年3月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
    - ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
    - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - (2) 入札書の提出場所  
県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
  - (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
  - (4) 入札書の提出期限  
平成29年3月23日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成29年 3 月 24 日 午後 3 時 30 分  
イ 場所 県立大島病院本館 2 階講堂
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4 の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

電話番号 0997-52-3611

ファックス番号 0997-53-9017

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、平成29年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Oshima Hospital

- (2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2017 through 31 March 2018

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 23 March 2017

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Division

Kagoshima Prefectural Oshima Hospital

18-1 Nazemanatsu-Cho, Amami City, Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan

TEL 0997-52-3611

FAX 0997-53-9017

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年2月10日

県立始良病院長 山畑良蔵

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県立始良病院で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,472,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月27日午前10時

イ 場所 県立始良病院第一会議室（1階）

## (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立始良病院経営課

(イ) 交付期限 平成29年3月1日午後5時

## 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

## 5 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (2) 契約保証金

免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認

めた場合の入札

- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
  - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格  
設定しない。
- 9 契約書案の提出  
落札者は，落札決定通知を受けた日から4日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
県立始良病院経営課  
始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652  
電話番号 0995-65-3138  
ファックス番号 0995-65-8044
- 11 その他  
この入札に係る契約は，平成29年4月1日に確定する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の購入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年2月10日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称  
県立薩南病院で使用する電気
  - (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,926,497キロワットアワー
  - (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (4) 需要場所  
入札説明書による。
  - (5) 供給期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
  - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年2月10日から同年3月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

県立薩南病院経営課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年3月23日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月24日午前11時

イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (2) 契約保証金

免除する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院経営課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

## 13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成29年4月1日に確定する。

## 14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2017 through 31 March 2018

- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 23 March 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Management Division  
Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital  
1968-4 Kasedatakahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan  
TEL 0993-53-5300  
FAX 0993-53-6764
- .....

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 2 月 10 日

県立北薩病院長 小寺 顕一

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県立北薩病院で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,508,414キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

## 3 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、

これを切り捨てるものとする。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年 3月24日午後 2時

イ 場所 県立北薩病院講堂（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立北薩病院経営課

(イ) 交付期限 平成29年 3月 1日午後 5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
 県立北薩病院経営課  
 伊佐市大口宮人502番地 4 郵便番号 895-2526  
 電話番号 0995-22-8511  
 ファックス番号 0995-22-9397
- 11 その他  
 この入札に係る契約は、平成29年4月1日に確定する。

**内水面漁場管理委員会公表**

第5種共同漁業権に基づく平成29年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官）により、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の平成29年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成29年2月10日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備 考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
鹿内共 第1号	広瀬川漁業協 同組合	kg 470	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は、次のものを標準とする。  あゆ 5グラム  ふな 10グラム  うなぎ 10グラム ただし、 成鰻を放流する場合は 増殖目標数量の3倍を目安とする。  やまめ 5グラム  もくずがに 甲幅3センチメートル  おいかわ 体長5センチメートル
鹿内共 第2号	高尾野内水面 漁業協同組合	100	0		40		50			
鹿内共 第3号	高松川漁業協 同組合	50	0		30		50			
鹿内共 第4号	川内川漁業協 同組合	250	0	40	50		200		10	
	川内市内水面 漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	
鹿内共 第5号	川内川漁業協 同組合	0	0	0	0					
	川内市内水面 漁業協同組合	0	0	0	0					
	川内川上流漁 業協同組合	0	0	0	0					
鹿内共 第6号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10		
鹿内共 第8号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		200		15	
鹿内共 第9号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250			
鹿内共 第10号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			
鹿内共 第11号	別府川漁業協 同組合	60	0		20					
鹿内共 第12号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30					
	日当山天降川									

鹿 内 共 第 13 号	漁業協同組合	650	0	20	50					ル  てながえび 5グラム
	松永漁業協同 組合	400	0	30	40					
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					
鹿 内 共 第 14 号	検校川漁業協 同組合	100			10		50			
鹿 内 共 第 15 号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50			
鹿 内 共 第 16 号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	30	50					